中央三井アセットの年金情報

- ▼ 厚生年金基金
- □ 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
 - 適格退職年金
- □ 公的年金
 - その他

平成21年7月8日 中央三井アセット信託銀行株式会社 年金コンサルティング部

◆ 「厚生年金基金の加入員等に対する記録等の提供について」 ◆

平成21年7月6日付で、厚生年金基金の加入員等に対する記録等の提供時の標準的な様式 に関する通知が発出されました。

これは、「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について」(平成19年10月9日付け年発第1009001号)にて通知された、「加入員等に対する記録等の提供」の定期的な実施について、その標準的な様式を提示したものです。

ただし、提示された標準的な様式に基づいて実施すべきというものではなく、記録等を提供する対象者の範囲、提供時期、提供内容については、各厚生年金基金がその実情に応じて判断することとなっています。

【発出された通知】

「厚生年金基金の加入員等に対する記録等の提供について(平成21年7月6日付け年企発0706第2号)」

内容について、別紙のとおりポイントをまとめましたのでご参照ください。

【加入員等に対する記録等の提供に関する標準的な様式のポイント】

以下の内容は、本通知により提示された「標準的な様式」であり、実際に実施する際には、各厚生年金基金の実情に応じて判断することとなっております。

1. 目的

- 厚生年金基金に加入していること(加入していたこと)を通知すること。
- 野来に支払われる年金額(見込額)を通知すること。
- 通知を定期的に行うことで、厚生年金基金への裁定請求漏れを防止すること。

2. 対象者

- 厚生年金基金の加入員及び加入員であった者(=加入員等)
 - ※ ただし、支給に関する義務が企業年金連合会(旧厚生年金基金連合会)に移転され た者を除きます。

3. 提供方法

• 事業主を通じて、又は直接通知する。

4. 提供内容等

以下の項目以外に、厚生年金基金の名称・連絡先(住所・電話番号など)及び対象者の住所が、標準的な様式においては提示されています。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 基礎年金番号
- ⑤ 支給開始年齢
- ⑥ 加入員番号
- ⑦ お勤め先の名称(加入している設立事業所の名称)
- ⑧ 加入期間(自)~加入期間(至)
- ⑨ 加入月数 (実期間)
- ⑩ 将来支払われる基本年金額(見込額)
- ⑪ 将来支払われる加算年金額(見込額)

5. 提供開始時期

本通知においては、具体的に提示されておりません。ただし、目的を達成するための適切な時期に開始すべきと考えられます。

以上